

紀美野町第4回定例会会議録

令和6年11月28日（木曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年11月28日（木）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 第 5 議案第 71号 令和5年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 第 6 議案第 72号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 7 議案第 73号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 8 議案第 74号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 9 議案第 75号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 10 議案第 76号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 11 議案第 77号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 12 議案第 78号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 13 議案第 79号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 第 14 議案第 93号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 94号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正す

る条例について

- 第16 議案第 95号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 91号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について)
- 第18 議案第 92号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第19 議案第 96号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第110号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第 97号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について
- 第22 議案第 98号 町有財産の無償貸し付けについて
- 第23 議案第 99号 紀美野町道路線の認定について
- 第24 議案第100号 工事請負契約の締結について
- 第25 議案第111号 工事請負契約の変更について
- 第26 諒問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 第27 議案第101号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について
- 第28 議案第102号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第29 議案第103号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第30 議案第104号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第31 議案第105号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第32 議案第106号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第33 議案第107号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について

第34 議案第108号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）
について

第35 議案第109号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）
について

○会議に付した事件

日程第1から日程第35まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	徳田拓嗣
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏院亮
6番	埴谷高夫
7番	七良浴光
8番	北道勝彦
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	美野勝男

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康

副 町 長 細 島 康 則
教 育 長 東 中 啓 吉
総 務 課 長 曲 里 充 司
企 画 管 財 課 長 高 田 真 孝
住 民 課 長 森 谷 克 美
税 務 課 長 調 月 克 久
保健 福祉 課 長 森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課 長 黒 崎 智 帆
産 業 課 長 吉 見 將 人
建 設 課 長 中 前 貴 康
まちづくり 課 長 米 田 和 弘
水 道 課 長 長 生 正 信
美 里 支 所 長 (米 田 和 弘)
消 防 長 家 本 宏
会 計 管 理 者 太 田 具 文
教 育 次 長 東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時00分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番、中原和也議員、3番、桐山尚己議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 去る11月22日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期は、本日から12月13日までの16日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月13日までの16日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和6年第4回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位はじめ関係者の皆様方には、何かと御多忙中にもかかわりませず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

今年の秋は各地域でまちづくりイベントが活発に展開されました。10月20日には旧長谷毛原中学校において「秋の里山まるごと体験」が、11月3日には雨山の郷で「もみじ祭り」が、11月10日には旧志賀野小学校で「志賀野フェスタ」がそれぞれ開催されました。さらに、11月16日には長谷宮で「秋のイチョウ祭り」が開催され、いずれも多くの方々が訪れ、盛況を博しておりました。

また、11月2日、3日の2日間、第19回紀美野町文化祭が開催されました。お茶席や各サークルの体験コーナーが設けられ、多くの町民の皆様に御参加をいただきました。これからも文化豊かな、文化が根差したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、24日には「第19回紀美野町農林商工まつり・柿の市」を開催することができました。天気にも恵まれ、県内外からお越しいただいた多くのお客様で大変なにぎわいの中で無事に終えることができました。議員の皆様にも御臨席をいただき、このお祭りを盛り上げていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

これからも、農林商工業の発展と農産物等の販売促進に力を注いでまいる所存でございます。どうか議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成27年より共同運用を行っております和歌山市、那賀消防組合、海南市及び紀美野町消防通信指令事務協議会に有田市が参入することについて、令和5年3月議会にて御可決をいただいたところでありますが、来る12月12日より、有田市からの119番通報も和歌山広域消防通信指令センターで受け付けることとなりました。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第91号から議案第111号までの21件と、諮問第2号の1件であります。

令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める案件が1件、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に関する案件が1件、条例の一部を改正する案件が5件、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議が1件、町有財産の無償貸し付けについての案件が1件、紀美野町道路線の認定に関する案件が1件、工事請負契約を締結する案件が1件、工事請負契約を変更する案件が1件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が9件、そして、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める諮問案件が1件であります。

一般会計補正予算（第4号）の主なものとして、人事院勧告に伴う人件費の増額補正やふるさと納税寄附額の増加見込みによる委託支援業務費の増額等の予算を計上してございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 次に、過日、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会において、県外所管事務調査を行っていますので、調査結果について報告願います。

総務文教常任委員会、埴谷高夫副委員長。

(総務文教常任委員会副委員長 埴谷高夫 登壇)

○総務文教常任委員会副委員長（埴谷高夫） それでは、10月29日に泉大津市と宍粟市、それから、翌日に豊岡市の所管事務調査を行ってきた結果について御報告申し上げます。

まず、泉大津市ですが、新型コロナワクチン接種について。

コロナワクチン接種のメリット・デメリットの情報発信を行っています。こどもには案内を送るが、接種券を直接送らないなど独特の取組がありましたので、それを実施したことをお聞きしました。市長が接種を危惧したメッセージを接種券に同封して、市民に広く知らせる、また、ワクチンの安全性と副反応に関する記事をホームページに掲載するなど、幅広い広報活動を展開している。

また、講師を呼んで幾度となく勉強会・シンポジウムを開催するなどして、ワクチン接種の問題点を市民に知らせている。

新型コロナワクチン副反応支援体制を設けて、市内外を問わず相談窓口を開催、市独自の健康被害支援金制度を設けるなど、後遺症で苦しんでいる市民への後遺症プログラムを組んで治療支援も行っており、高濃度水素吸入プログラムが一定の効果を上げており、その他のプログラムも有効に機能していると感じました。また、新型コロナワクチン健康被害支援金制度は、自己負担分の4分の3を補助しているとのことです。

ワクチンの接種状況は大阪府下でも低く、ゼロ歳児から4歳児では全国的にも相当低い状況で推移しています。

国の情報を一方的に住民に流すのではなく、市でそしやくした上で、メリット・デメリットの情報を分け隔てなく住民に知らせる広報活動の大切さを実感し、接種後のケアの充実ぶりなど、学ぶべき点は多かったように思います。

次に、学校給食の取組について。

基本が、新型感染症の流行による危機意識があり、感染しにくい体づくり、感染しても重症化しにくい体をいかにつくっていくかを重要視し、そこから派生して、無農薬や減農薬の農産物を給食で提供しようとなった。また、食料自給率の低下を憂い、食料生産力を高める必要があるという観点からも、また、ウクライナなどの世界情勢からも食料危機に備え、有事の際の市民の食料確保が重要として、連携自治体として公募で、9自治体と連携協定を締結し、連携自治体（JA）から特別栽培米、有機栽培米を購入し、

給食に提供している。これらの取組を米以外の農産物にも広めていきたいとのことであった。

9自治体の中の1自治体ですけれども、沖縄県石垣島の米は唯一慣行栽培米であるが、これは、沖縄が日本で一番早い収穫期を迎えるので、有事の際、いち早く確保できるということで提携をしている。それ以外は、米については有機米及び特別栽培米を無償で給食に提供していますが、これらの玄米を和歌山市内の東洋ライスへ金芽米、この金芽米というのは白米と比して、おいしくて低カロリーで栄養価が高いということが言われています、への加工を依頼し、それを購入している。これは給食だけでなく、泉大津市立病院にも提供しているということでした。

また、根菜類も一部オーガニックを使用し、もっと増やしたいと考えている。「ときめき給食」と称して発酵食品やオーガニック食材を使って、これもさきに触れた「感染しにくい体づくり、感染しても重症化しにくい体づくり」、免疫力をいかにアップしていくかに腐心して、発酵食品などもふんだんに使ったものとなっています。

また、地産地消や季節物をテーマにした給食を月2回実施し、特別メニューの給食となり、非常に評判がよいとのことであった。また、月1回は「食育の日」として郷土料理や世界各国の料理なども提供している。

給食は写真でしか分かりませんけれども、ボリュームも十分だし、見るからにおいしそうな感じがする。原材料費は当町と変わらないか、小学生3、4年生が220円、米を除きますけれども、米は市が提供、令和5年度で70円だそうであり、少し当町のほうが上回っているが、総務文教で去年いただいた給食とは相当の開きがあるというのが率直な感想です。町の給食の様々な角度からの分析が必要だと感じました。

次に宍粟市、学校給食における地産地消の取組について。

給食単価が令和6年度で小学校250円、中学校300円、高校344円。高校はちょっと珍しいですけれども1校、生徒さんは少ないですけれども、あるそうです。高校344円だが、父兄の負担は軽減措置があるので従来から220円、240円で提供している。全体の食材費は、やはり300円ぐらいかかっているのではないかという話でした。全体では3,020食を提供している。

地産地消の取組では、ジャガイモ、玉ねぎを専門のストックヤード2か所、1か所は農協管理だそうですが、で冷蔵保存しており、地元農家が持込み貯蔵しています。豆腐、みそなどの地元産品を市内で加工し、使用しています。既製品を使わず、全て手作りで

調理している。また、狩猟等で捕獲された鹿肉、これは狩猟で捕獲された肉とは限らないともおっしゃっていましたけれども、市内で飼育された宍粟牛や黒毛和牛、地元のアユ、アマゴなどを使用している。小麦は100%、果物も地元から購入している。年に2回以外は米飯給食。月1回は地元産100%給食を実施。

残食率が平成27年度3.5%だったのが、令和5年度は2.49%に向上しています。令和8年度までに地元産率を78%まで向上させたいという目標を語っていました。高齢化などで厳しい状況ですが、地元の生産物を最優先で給食に利用するという理念が確立されています。

地元の農家がこどもたちに安全・安心な食材を提供するということに生きがいを感じ、ボランティア状態となっている課題はありますが、地元産の農産物を使っての給食を地産地消推進事業として市が1,400万円を負担して支えています。生産者名を写真付きで紹介することで、顔が見える給食となっている。生産者の生産意欲にもつながっている。市では、給食の無償化よりも、持続可能な農業ができるよう国に要望しているとのことです。

ちなみに、第17回全国学校給食甲子園で優勝している。発酵食品を使った献立が評価されたのではないかとおっしゃっていました。

翌30日、豊岡市。

コウノトリが翔るまちとして減農薬から始めて、「殺菌殺虫剤は一切使わない」がルールとして確立しており、化学肥料も使わず有機肥料を使い、無農薬栽培を進めている。しかし、除草剤の使用は若干残っていて、1回ないし3回、最高3回と言っていましたけれども、耕作面積が大きいところがありますので、なかなか除草剤も使わないというのは困難だという話がありました。ちなみに、当町の5倍くらいの面積があるところです。

コウノトリ復活には農業改革が必要であった。コウノトリを育む農法が徹底している。完全な無農薬栽培は7%ぐらいである。

また、学校給食の目標が安全・安心な食事の提供、食育につながる給食づくり、地域とのつながり、地域を大切にする給食づくりで、有機農業物や地産地消の取組を強めている。

当初、こどもたちが自ら考えて、コウノトリにとって必要な環境を提供するには、自分たちの給食をコウノトリを育む米にしてもらうのがいいということで、町へ申し入れ

たのが始まりだそうで、学校の取組として傑出しているように感じた。

毎月8日が有機の日であるが、有機の日を決めて、野菜は3品目だが、有機野菜を使った学校給食を提供しようと取り組んでいる。まだまだ有機認証を取っている農家は少ないのが現状で、材料の提供を一本釣りのような形で頼む形になっているが、今後、増やしていくとしている。

米などは、千葉県いすみ市に統一して、2026年度以降は全量を有機栽培米を使う計画になっている。現在は、供給が通年で続かない困難がある。コウノトリを育む米づくり農家には、反当たり2万円の補助金を出しているとおっしゃっていました。

給食材料費が小学校で263円、中学校で299円とのことで、4月から改定されたといいますが、当町よりも安くになっているのは驚きでした。ただし、実際の負担は、有機栽培米やコウノトリを育む米などは慣行米との差額を補填しているので、この金額ではありません。宍粟市と同様に6,440食と大量消費のスケールメリットが働いているのかもしれない。地産地消の問題点は供給体制の問題で、葉物野菜などでは、一週間前に提供できないなどの問題がミスマッチで出てくるというのが葉物野菜の難しさがあるとのことでした。

最後に、こちらから視察先に対して、事前に幾つかの質問を投げかけているが、それへの回答は、重複を避けるためここでは一部省いているので、詳細は事務局の資料を閲覧していただきたい。

以上です。

(総務文教常任委員会副委員長 塙谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 続いて、産業建設常任委員会、美濃良和委員長。

(産業建設常任委員会委員長 美濃良和 登壇)

○産業建設常任委員会委員長（美濃良和） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の県外視察について報告をさせていただきます。

10月22日及び23日と、福井県のほうに視察させていただきました。

10月22日は朝出発しまして、昼過ぎに福井市に着きました。そこで、福井市においての自伐型林業について視察をさせていただきました。市役所において、あらかじめ質問項目を送っておいた項目についてお答えをいただいたわけでございますけれども、若干抜粋してお話ししたいと思います。

自伐型林業を進めることになったきっかけや経過はということに対しまして、市のは

うからは、平成28年に策定した福井林業・水産業プランに新たな林業整備の担い手を確保・育成する自伐林家、この自伐型林家というのは、兼業型で複合的な自営林業者、自伐型林業者を含むというふうになっております。この育成に取り組むとしたということでありました。このように福井市では、林業に携わる方、林業のウェイトがかなり高いという、そういうふうに思われました。

平成28年より森林林業に対する基礎知識や林業機械の取扱いなどの研修を美山地区の自伐林家の団体に委託し、支援を開始いたしました。

次の間として、自伐型林業の施業者に対する補助制度にはどのようなものがあるのかということに対しまして、Uターン・Iターン者による新規就業者に対し、奨励金の給付として年間30万円、2年間ですけれども、そして、促進事業として製紙用のチップ、燃料用のチップに用いるものに間伐材の材積1トン当たり2,050円をしているようあります。

次に、補助制度はどのようなものがあるのかということに対しまして、1、施業地の森林整備面積が0.05といいますから五畝以上、0.05ヘクタール以上5ヘクタール以下で間伐率20%で、1ヘクタール当たり45万4,000円、また、林業従事者に占める自伐型林業施業者の割合ということに対しましては、県の資料だけだったんすけれども、自伐型林業団体は10団体40人、森林組合は7組合341人、これは、職員とか作業班のようあります。認定民間事業体は16事業体11名、林業従事者に占める自伐型林業者の割合は8%だそうありました。

次に、自伐型林業だけで生計維持ができている方はということに対しまして、自伐型林業だけで生計維持ができている方はいないということあります。また、半林半Xで成功している方でどのような職種の方がいるか、こういうことに対しまして、林業講師、先生ですね、農産物加工業、狩猟、農家民宿、ドッグラン経営、酒販売、製材業等というふうなことありました。

次に、その日の3時、一般社団法人ふくい美山きときとき隊を視察させていただきました。ここでは、現地に移動して、実施された間伐とそれから作業道及び作業道を流れる雨水の対策についてお聞きしました。

以前、美里文化センターで行われた映画会の映画の中でも実施されておりましたけれども、水を一か所に集めて排水するのではなく、一定の間隔で排水をすると、排水というよりも、水を逃がすというやり方でやられておりました。昔、うちの町におきまして

も、未舗装の頃でございますけれども、当時の方々はその道路のある程度の間隔に水を流していくというふうなことがやられていましたけれども、実践的にやられていることについて、非常にそれは納得できました。

10月23日、次の日でございますけれども、福井県坂井市、坂井市役所にまいりまして、ここでオンデマンド型交通「イータク」について研修をさせていただきました。

平成20年より交通空白地の解消のため、コミュニティバスの運行を開始。しかし、便数の少なさ、通行距離の長さから、利用者の減少を受け、府内でコミュニティバスの在り方を検討し、新たな交通手段としてデマンドタクシーの導入を検討したそうであります。うちの町でもそうでございましたけれども、この距離が長いというのは、目的地に行きたくても、出発したら一定のコースを回らなければ目的地に行けないと。そういうことですから、非常に全行程を回っていくというのはつらいということであるということから、この坂井市ではデマンドタクシーの導入ということに検討が始まったようであります。

コミュニティバスでは距離が長い、時間がかかることから、市民ニーズに合ったデマンド型を採用。令和5年10月からコミュニティバスを廃止し、高校生の通学等で利用があることから基幹ルートの3線を残し、デマンド型に移行したそうであります。人口が9万人、面積149平方キロメートル、令和3年5月から実施。当初運行台数は2台で始めたそうであります。停留所は111か所。人口はその当時、一部ですから、その一部だけの地域は人口は1万2,842人の地域だったそうであります。

最近の状況では、令和5年、昨年の1月から停留所は714か所に増やし、予算は令和3年度でございますけれども、運賃収入は570万円、行政負担は1億7,693万円ということありました。

以上で、福井県福井市及び坂井市の報告を終わらせていただきます。

(産業建設常任委員会委員長 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、一般質問の通告書は、明日29日午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（美野勝男） 日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。お諮りします。地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議

長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第 5 議案第71号 令和5年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第72号 令和5年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第73号 令和5年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第74号 令和5年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第75号 令和5年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 議案第76号 令和5年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第77号 令和5年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第78号 令和5年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第13 議案第79号 令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（美野勝男） 日程第5、議案第71号、令和5年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、議案第79号、令和5年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

お諮りします。本案についての口頭による委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、口頭による委員長報告は省略することに決定しました。

委員長報告を省略することに決定しましたので、委員長に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

これから、議案第71号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番 (美濃良和) この決算でございますけれども、この幾つかの点について、私はその反対の理由を述べたいと思います。

1点目には、この防衛協会費であります。防衛協会ということでございますけれども、我々、自衛隊についてどうこう言うつもりはありません。しかし、この防衛協会という、自衛隊を応援しているんだというふうに言われておりますけれども、この協会の活動について、その中で、この防衛協会は憲法を改正するように国のほうに要請しているわけですね。

憲法改正することについては、これは大きな問題でありますけれども、この団体に対して町が、憲法を守るべきこの紀美野町が、一応、金額にしては少数でございますけれども、それを補助するということについては大きな問題があるというふうに思います。

また、この中ではマイナンバー、マイナンバーについても多くの方々が大変心配されております。紀美野町では、たしか8割までこのマイナンバーカードを取得しているというふうに聞いております。これについては、町民の皆さん方がその宣伝、まさに宣伝でもって心配されてマイナンバーカードをつくられているということでございますけれども、これはあくまでも、初めはこのマイナンバーカードをつくるかつくらないかは自由なんだと。つくらないからということで問題はないということだったのが、そういうふうな宣伝をされるような形で変わってきています。

実際のところは、今の健康保険証というのは、次からは発行されませんけれども、しかし、新しく確認書という形で出てまいります。これがたしか5年間有効ということでありますのであります。また、マイナンバーカードをつくってしまえば確認書はもらえない。またそれについては申請しなければならないというふうなことでありますけれども、何にしても、マイナンバーカードをつくっていなければ自動的に確認書がもらえ

る、そういうふうなことであるようあります。

また、この決算の中で、今問題になっている、公園ですね。若者の公園広場ですけれども、この事業については大変問題があるというふうに思います。これについて、やはり民主的な公正・公平、そして、明らかになるような形でその入札制度が確立されていない。いろいろとD B O方式などで、この中の欠陥というんですか、そのD B O方式が悪いとは言いませんけれども、その欠陥というふうな部分があるように思います。そういうふうなことで、町民の方々になかなか理解してもらえない、そういうふうな中身の決算になっているようなことから、私は反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男）賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男）起立多数です。

したがって、議案第71号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第72号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。

議案第 72 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 73 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第 73 号を採決します。

議案第 73 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 73 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 74 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第 74 号を採決します。

議案第 74 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 75 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

議案第75号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第76号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

議案第76号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第77号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

議案第 77 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 78 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第 78 号を採決します。

議案第 78 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第 79 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第 79 号を採決します。

議案第 79 号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第 14 議案第 93 号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正

する条例について

○議長（美野勝男） 日程第14、議案第93号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の10ページをお開きください。

議案第93号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

紀美野町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

11ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第7条第2項中、100分の167.5を100分の172.5に改めるものでございます。これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

12ページをお開きください。

第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第7条第2項中、100分の172.5を100分の170に改めるものでございます。

これにつきましては、令和7年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

この改正により、年間0.05か月分期末手当が増えることとなります。現行の期末

手当は年間3.35か月分支給されておりますが、改正後は3.4か月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第93号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 0.5か月分の期末手当が増えるというように聞いたんですけども、そうすると、ここで年末の手当が5.5増えて、22万円ですから1万2,100円ということになるわけですかね。

あと、来年度以降ですけれども、2.5減額されるということで、これでするならば22万円ですから、5,000円ぐらいの減になるわけですか。今の説明もあったわけでございますけれども、これは今後どうなっていくのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど説明させていただきました改正の率ですが、年間0.05か月分の期末手当が増えることになります。額としましては、議長が1万6,225円、副議長が1万3,200円で、議員では1万2,100円それぞれ増となる見込みになります。

令和7年度以降については、令和6年で改正した分をそれぞれ6月期と12月期に支給する割合を平準化するために改正を行っているものでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これは、この引上げと来年度で一応、基本的には来年度の6月、12月で上げた分を下げるに、こういうふうなことになってますけれども、ま

たそれについて改正というふうなことで、0.25の年末の減額について、また改正というふうなこともあり得るわけですね。

それで、この基本的にそういうふうな動きについては、何をもってやっているんですか。金額は1万円余りということでございますけれども、やはり町民の皆さん方は今厳しい生活の中で、議員に対してもそういう目で見ておられます。それの方々に対してきちんと説明していく上でも、そのところの引上げとか、その辺の根拠になるのは何であるのか、また、それに対して、何らかの納得してもらえるようなそういうふうな施策、対策はやられているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） まず、率のほうですが、ちょっとややこしくなっておりますので、もう1回おさらいをさせていただきます。

今回、12月期が本来1.675か月であるものを1.725か月に改めまして、令和7年度におきましては、6月期と12月期それぞれ1.7か月で、合わせて3.4か月の改正になるものでございます。

今回、改正の根拠であります、もともと国のはうでは、国の人事院勧告において指定職の職員のボーナスの改正というのが盛り込まれておれば、特別職職員のボーナスを指定職職員に準じて今まで改正されてきたというそういう流れがあります。それに準じて、当町では、議会議員の期末手当の改正案というのを議会のはうへ提出をさせていただいて、議案で諮っていたということでございます。

今年度におきましては、国の人事院勧告において指定職の職員のボーナスの改正が盛り込まれておりますので、指定職職員に準じて特別職職員のボーナスの改正が行われるということから、当町においても、このような形で改正案の提出を行っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、その人事院勧告からそれによって伴って上がってきていると、こういう説明でございましたけれども、あと、やっぱり1万2,100円、またはその半分をそれぞれ来年の6月、12月で減額していくという答弁であったんではないかというふうに思うんですけども、そうであったとしても、やっぱり町民の方々にとってみたら、今これだけ生活が苦しくなってきている、さらに、円安でいろん

な物が上がってくる、そういうふうな状況の中で、やっぱり議会とか町の執行部に対して、やはりお手盛り的に見られる方もあるんですね。そういうふうな方々に対してどのように説明していくのか、そういうことについては考えて来られなかつたということであるんでしょうか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

来年度につきましても、減額ではなくて増額にはなります。あくまで、この改正につきましては国・県の人事院勧告、人事委員会の勧告に基づいて実施をするものでございますので、そこら辺、御理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 今の議論を聞いていますと、第一、提案理由って書いていますけども、これ、提案理由の説明になつてないでしよう。提案理由なら、どういうことで提案をするのかっていうのを金額の根拠も含めて提案しないと、ただ単に人事院勧告の改正があったからやりますっていうのは、紀美野町としてどうするのかっていうような姿勢が全くないですよね。

この間、議員定数の削減がありましたけれども、紀美野町の議会議員の報酬を上げなければならぬ理由が確固としてあるんでしたら、それはそれでよろしいと思います。私も今の議員報酬は決して高いとは思っていませんけれども、これは個人的な意見ですけれども。

しかし、値上げすることになりますと、やはりそれなりの理由がいると。それを議会にかけてくる、そのまま議会にかけてくるっていうのも、私はおかしな話だと思います。やはり諮問委員会なり設けて、一旦ワンセクションを置いて、そこで客観的な目で見てもらうと。我々に1万円の値上げがいいかどうかなんていうのは、それは、自分で評価するっていうのは非常に難しいですから、そこはやっぱり第三者が紀美野町の議会議員としてこれは結構だろうと、こういうことになれば、それは町民に対しても納得がいくと思うんですけども、今の言い方でしたら全く理由にもならないし、紀美野町としてどうなのかというようなことが全然ない。

もうちょっとこれが妥当な額か、この値上げが妥当なのか、妥当な額となっているの

かつていうのを教えてもらいたいと思います。

今、2つ申しましたけども、第三者機関に諮問するなり、そういう用意があるのかどうかも併せてお答え願います。

(6番 塙谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 塙谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

その提案理由についてですが、先ほどの美濃議員の御質疑の回答ともかぶりますが、今までの流れから申し上げますと、国ほうでは、国の人事院勧告において指定職の職員のボーナスの改正が盛り込まれておれば、特別職職員のボーナスを指定職職員に準じて改正はされてきているという現実があります。それに基づいて、それに準じて、当町においては議会議員の期末手当の改正の提出というのを今まで行ってきたところでございます。

それで、今年度におきましても、国の人事院勧告において指定職の職員のボーナスの改正が盛り込まれておりますので、指定職の職員に準じて特別職職員のボーナスの改正が行われることから、当町においても同じような改正の案を提出しているということでございます。

それから、改正条例案の第三者での意見を聞かないのかということでございますが、現在、議会議員の報酬につきましては、報酬を改正することにつきましては、第三者の意見を諮るという、そういうふうな形で条例で取り決められておりますので、今回は期末手当の改正ということで、現在、そういうふうな形での意見聴取というのは行っておりません。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 6番、塙谷高夫議員。

○6番（塙谷高夫） 私はそういうことを聞いているんじゃないですよ。同じ最初の質疑で、私、2回目の質疑でこういうことを聞くのもまたおかしいですけれども、私が聞いているのは、紀美野町の町議会議員として勤務評定ですよね、勤務評定して、こういう額が妥当なんだと、こういう額を増やすべき、期末勤勉手当を増やすべきだと、こういうことなら理由は分かりますけれども、政府が決めたって、国が決めた。国が決

めたのを何で紀美野町に当てはめないかんのです。そんな理屈一つもないでしょう。紀美野町は紀美野町で独自で考えればいいんですよ。

期末勤勉手当を少し上げましょと、そういう意見があると。なぜかと。紀美野町の議会議員の勤務評定をして、これは上げるのは妥当だと、こういうことになれば話は分かりますよ。何で国のとおりにせなあかんのです。そんな理屈通らんでしょうが。違いますか。そのとおりにせんなん理由なんて一つもないんですから。

そんなことでは町民が納得しないっていうふうに美濃さんがさっきおっしゃいましたけどね。そういうことでしょう。もう一回答弁ください。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほどの答弁と同じにはなりますが、今までの時系列で言うと、先ほどの事情ということで、こちらのほうからは説明させていただいたつもりでございます。ですので、あくまで国・県の改正に準じて町のほうで改正を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） これ、答弁になってないって。

紀美野町の町会議員としてどうかっていうことを聞いているのに、何でそんな話をするの。国の話や今までの経過を聞いているのと違わしてな、そうでしょう。今現実にある議員の報酬が、報酬はこれではないけれども、勤勉手当が少ないんで今度上げましょと、こういう結論に紀美野町で、それは執行部でもいいですけれども、そういうことになったっていうのは分かりますよ。しかし、違うでしょうが。国のいうとおりあげましょと、こんな話じや通らんって言っているんですよ。答弁できないでしょうが。そういう検討をしていないんでしょう。おかしいですよ、そんなの。

そういう検討をしたんなら、ここで検討の話が言えるはずですけれども、そういう検討のあともないと。国の言うとおりにやっただけって。これじゃあ話になりませんよ。

町長、どうですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） まず、今回の条例改正の大きな点は、期末手当の支給割合を年額0.05か月上げるという、そういう改正条例案を提案させていただいております。議員言われたように報酬、報酬については、これはもちろん報酬の改定のときには、

特別職報酬等審議会に諮って今までやつきましたし、今後もそういう報酬の改正が必要になれば、審議会へ諮ってやるものであります。

今回の期末手当の支給割合の0.05か月プラスになるこの件につきましては、これは先ほどから総務課長が答弁しているように、人事院勧告に基づいて、国そしてまた県もそれに基づいて改正するということの中で、紀美野町としても、紀美野町議会議員の支給割合を例えば上げないんであれば、何で上げないのということです。ですから、我々は十分検討して、人事院勧告に基づいて、紀美野町議会議員の期末手当の支給割合を国・県に準じて0.05か月上げるというのはそのとおりであるというふうに判断して条例を提案させていただいている、そういうことでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第93号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 今、町長がおっしゃいましたけど、今、最後の答弁にもありましたけれども、県に準じてとか、やっぱりそういうことでしょう。紀美野町独自で判断したものでもなければ、何でもありませんよ、それは。国の方針に従って、また、県に準じてやっていると。

紀美野町の町議会議員の期末勤勉手当を上げなければならない理由をちゃんと明確にしておっしゃるなら分かりますけれども、準じてやるなんていうのは、おかしな話ないでしょうが。そうでしょう。給料ですよ。給料を決めるのに、国に準じてやりましょう、隣町に準じてやりましょうって、そんな企業はどこにもないですよ。企業は自分のところの従業員がどれだけの働きをしているか、どれだけの利益を上げているかと、こういうことを評価して上げるんでしょう。同じじゃないですか。なぜ準じてやるんです。最低賃金じゃあるまいし。全部違うんですから。

私は、やはり報酬、報酬っていう話になりますけれども、ひっくるめて全て議員の報酬ですからね。だからそういうことで、もっとやっぱり真剣に考えてほしいというか、

議員の報酬について、報酬というか、期末勤勉手当一緒ですけれども、私の考えはね。もっと根拠をもって提案してもらいたいと。根拠のないこの提案理由で、期末勤勉手当を国に準じて、また、県に準じて上げますなんていうのはもってのほかだと思います。そういうことで反対いたします。

(6番 塙谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男）賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男）反対討論ありませんか。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和）私は、この条例案に反対の立場で討論をさせていただきます。

これ、提案を見てみたら、この12月議会のボーナス、これが0.5か月増えて、そして、来年度の6月と12月において0.25か月ずつ減ると、トータルとんとんだと見るならば、このボーナスの先食いっていうんですか、そのような形のように見えます。

しかし、今まで年末に上がって、そして、この次の年の条例では下がるんですけれども、また年末になると上がるというふうな形できてございました。そういうふうなことからも、トータルっていうことにはならんのじゃないかというふうに思います。

また、町民の皆さん方の暮らしっていうのは、本当に大変な状況になっています。物価がどんどん上がってきている。恐ろしいほど上がってきていますよね。年金生活の方々っていうのは、本当にもう大変な状況になっているかというふうに思います。そういうふうなことで、さらに今後、まだ円安の方向にありますから、輸入してくる燃料からそんなもの全て上がってくれば、暮らし向きが大変になってきていると。

そういう中で、やはり町民の皆さん方に納得していただけるというふうなことにならなければ、これは町政と、それから町民の皆さん方との乖離が起こってくる。それは大変心配なことだというふうに思います。

また、我々は報酬であります。給料じゃなくて報酬なんですよね。これは、区長さんも同じ報酬です。そういうふうなことの中で、ボーナスをいただいているのは議会だけだというふうに思います、そういうふうな中でということも考えた場合、この引上げ

については十分に、先ほど埴谷議員も言わされましたけれども、町民の皆さん方に納得してもらえる十分な運営をしていただきたい、そういうふうなことで、今回のこの案の人事院勧告に基づいての引上げということに対しまして、反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第94号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第15、議案第94号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の13ページをお開きください。

議案第94号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

14ページをお開きください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部改正。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第5条第1項ただし書中、100分の170を100分の175に改めるものでございます。

これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

15ページを御覧ください。

第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます第5条第1項ただし書中、100分の175を100分の172.5に改めるものでございます。

これにつきましては、令和7年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。この改正により、年間0.05か月分期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は、年間3.4か月分支給されておりますが、改正後は3.45か月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第94号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 今、御説明いただきましたように、トータル0.05か月この12月のボーナスが増えて、来年の5月、6月でその分が減額になると、そういう

ふうなことであるかというふうに思うんです。

こういうことでございますけれども、各町長、副町長、教育長のボーナスの額についてはどうなるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えいたします。

今回の条例改正による影響額の御質疑であったかと思います。

期末手当が0.05か月分引き上げられると、町長が4万5,225円、副町長が3万9,150円、教育長が3万6,450円それぞれ増となる見込みでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これについてもそれぞれ引き上げられて、そして、来年の2回のボーナスでその分がマイナスになると。だから、数字の上ではとんとんになるんだよということになるかというふうに思うんですけれども、しかし、これについてどういうふうなやり方で、そういうふうな、何て言うんですか、要するに、民主的に町民の皆さん方に納得してもらえるようなそういうふうなことはされてこの金額は決まったわけですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） まず、先ほど同じになりますが、令和6年度中の12月のボーナスが12月期が1.7から1.75に変わりまして、令和7年度におきましては、それを平準化するために6月期と12月期それぞれ1.725か月分、合わせて3.45か月分が年間の支給割合になります。

こちらのほうの改正条例の根拠につきましても、先ほどの議会議員の改正条例案と同じくして、国のほうでの人事院勧告に準じて、紀美野町におきましても改正案の提出を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） そうすると、やっぱり議会と同じでそういう審議会は要ら

ないということで、その答弁が先ほど議会のところではございましたけれども、そういうふうな見解なんですか。

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 審議会の条例の第2条におきましては、町長、副町長、教育長の給料の額について条例改正される場合には、あらかじめ審議会において意見を聞くこととなっております。

ですが、今回の改正につきましては期末手当の改正でございますので、特段の意見を求めていないということでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。
これから、議案第94号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 今、町長、副町長、教育長とそれぞれいろんな形で活動をしていただいて、本当に大変頭の下がる思いもするわけでございますけれども、今、一般町民の方々の暮らし向きっていうのは本当に大変です。もう私もスーパーによく行くんですけども、どんどんと物価が上がっている。ですから、それをこの一般住民の方々も感じているわけで、次々に値段が上がってくる。

ですから、これを見てみたら、例えば、もやしとかああいうものでも、10円、20円の違いで安いところはすぐ買われていくんですよ。これだけ大変な皆さん方が思いをしながら、この生活を送っておられるんだなというふうに感じるんでございますけれども、町長、副町長、教育長というふうに頑張っていただけているそのことについては評価するものの、このままいって、しかもすることを要らないと言いますけれども、客観的にその金額を決めるそういう手段を用いずにやっていくと、町民の皆さん方との間の乖離が起こってしまう、これはもう本当に大変心配なことだというふうに思います。

そういうことで、三役のボーナスの引上げに対しまして、反対いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第95号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第16、議案第95号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の16ページをお開きください。

議案第95号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

人事院及び和歌山県人事委員会の職員給与の改正に関する勧告との均衡を図るため、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

17ページを御覧ください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例。

紀美野町職員給与条例の一部改正。

第1条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次

の表中下線または太線の部分である。

期末手当について規定してございます第22条第2項及び第3項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の122.5を100分の127.5に改め、定年前再任用短時間勤務職員については100分の68.75を100分の71.25に改めるものでございます。

次に、18ページをお開きください。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の102.5を100分の107.5に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、本年12月期の勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については100分の48.75を100分の51.25に改めるものでございます。

次に、民間企業との格差を解消するための初任給及び若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給与月額の引上げを行うため、別表第1、別表第2及び別表第3を改正するものでございます。

これらの別表につきましては、議案書の18ページから30ページに掲載してございます。

続きまして、議案書の31ページの改正条例第2条につきまして、御説明申し上げます。

第2条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

級別職務分類表の改正は、県内他町村との職務の級の均衡と当町の給与水準の向上を図るため、今回改正を行うものでございます。

現在、非管理職は3級までとなっておりますが、それを4級まで広げ、課長補佐、主幹級を4級から5級へ、課長級を5級から6級へ改正するものでございます。

続きまして、議案書の33ページの改正条例第3条につきまして、御説明申し上げます。

第3条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

これにつきましては、令和7年度以降において、6月期と12月期に支給される期末

手当及び勤勉手当の支給割合の改正でございます。

期末手当について規定してございます第22条第2項中の改正につきましては、支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の125に改めるものでございます。

また、同条第3項中の改正につきましては、期末手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員については100分の70に改めるものでございます。

この改正により、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、年間0.05か月期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は年間2.45か月支給されておりますが、改正後は2.5か月となります。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025か月期末手当が増えることとなります。現行の期末手当は年間1.375か月分支給されておりますが、改正後は1.4か月となります。

勤勉手当について規定してございます第23条第2項第1号中の改正につきましては、支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員について100分の105に改めるものでございます。

また、同項第2号中の改正につきましては、勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員について100分の50に改めるものでございます。この改正により、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については年間0.05か月分勤勉手当が増えることとなります。

現行の勤勉手当は年間2.05か月分支給されておりますが、改正後は2.1か月となります。また、定年前再任用短時間勤務職員については、年間0.025か月分勤勉手当が増えることとなります。現行の勤勉手当は年間0.975か月分支給されておりますが、改正後は1.0か月となります。

議案書の34ページから35ページの附則について御説明申し上げます。

第1条第1項では、この条例は公布の日から施行するものでございますが、改正条例第2条の規定につきましては令和7年1月1日から、改正条例第3条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、同条第2項では、第1号の規定により、改正後の紀美野町職員給与条例の規定につきましては、令和6年の4月1日から適用するものでございます。

第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内

払いとみなす規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第95号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番（美濃良和） 34ページのところで、今、説明をいただいたんですけれども、ちょっと分かりにくかったので、6月に遡ってというふうに言われたように思ったんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

再任用とか、それから会計年度というふうな方々に対するものであるかというふうに思うんですけども、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

給料表の改正につきましては、令和6年の4月1日から適用を行うものでございます。

美濃議員御指摘の再任用につきましては、同じくこの条例に基づいて改正をされるものでございます。

また、会計年度につきましても、紀美野町の職員の給与条例に連動して、自動的に改正は行われるというものでございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第95号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩

(午前10時36分)

再開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

◎日程第17 議案第91号 専決処分の承認を求めるについて
(令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について)

◎日程第18 議案第92号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第17、議案第91号、専決処分の承認を求めるについて（令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について）及び日程第18、議案第92号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について一括議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第91号、専決処分の承認を求めるについて。
令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

2ページ目を御覧ください。

専決処分書。

令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月9日 紀美野町長 小川裕康

理由でございます。

衆議院議員総選挙の事務執行に伴い、所要の補正を行う必要が生じたものでございます。

3ページを御覧ください。

令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度紀美野町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,511万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、3項1目総務費国庫委託金1,150万円の増額補正で、第50回衆議院議員総選挙事務執行委託金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

2款総務費、4項2目衆議院議員総選挙費1,150万円の増額補正で、1節報酬で投票立会人45万8,000円、開票管理者1万1,000円、開票立会人17万8,000円、期日前投票管理者13万6,000円、パートタイム会計年度任用職員8万4,000円でございます。

3 節職員手当等で、超過勤務手当 515万7,000円でございます。

7 節報償費で、ポスター掲示場設置に係る謝礼等 5,000円でございます。

10 節需用費で、消耗品費 59万円、燃料費 2万7,000円、食糧費 41万2,000円、印刷製本費 47万4,000円でございます。

11 節役務費で、電話料 9,000円、郵便料 66万9,000円、選挙啓発チラシ折込手数料 5万2,000円、点検手数料 10万6,000円でございます。

12 節委託料で、投票立会人派遣委託料 37万円、選挙広報誌配布業務委託料 9万1,000円、ポスター掲示場作成設置撤去廃棄委託料 245万3,000円でございます。

13 節使用料及び賃借料で、期日前投票にかかるシステムソフト等使用料 16万5,000円、機器等借上料 5万3,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 91 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 92 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 28 日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

地方自治法の一部改正により、引用条文に条ずれが生じたため、関係条例の整理を行うものでございます。

7 ページをお開きください。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

紀美野町監査委員条例の一部改正。

第 1 条、紀美野町監査委員条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

地方自治法第 243 条の 2 の 7 の追加に伴い、条の繰上げが発生することとなりました。そのため、第 4 条中第 243 条の 2 の 8 第 3 項を第 243 条の 2 の 9 第 3 項に改めるものでございます。

8 ページにわたりまして、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正。

第2条、紀美野町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

先ほどと同じ理由により、第5条中第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めるものでございます。

紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。

第3条、紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

こちらも先ほどと同様の理由により、第5条中第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めるものでございます。

9ページを御覧ください。

附則でございます。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第92号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（総務課長 曲里充司 降壇）

○日程第19 議案第96号 紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第19、議案第96号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは、議案書の36ページを御覧ください。

議案第96号、紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

水道法施行令の改正に伴い、関連する紀美野町の条例を一部改正するものでございま

す。

37ページを御覧ください。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中の下線の部分である。

今回の改正は、水道整備管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、安全な水道事業を継続するために必要な技術者を確保することを目的とし、国が水道管の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、当町におけるそれらの資格要件を国と同様に改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、まず、第3条の布設工事監督者につきまして、資格要件の区分において、大学等の専門課程において、機械工学、電気工学の履修課程の追加、1級土木施工管理士資格を資格要件に追加し、それぞれの履修課程の資格要件区分ごとに1年から最長10年の実務経験年数が定められており、その実務経験の内容の見直しが行われています。

これまで、実務経験は水道に関する技術上の実務経験のみが適用されておりましたが、水道の関連分野としての工業用水道、下水道、道路及び河川の実務経験年数を必要な実務経験年数の半分まで算入することができる内容の改正でございます。

同じように、43ページの中段以降、第4条の水道技術管理者の資格要件でも、資格要件区分に水道技術士や1級土木施工管理技士の資格を追加し、実務経験年数の見直しによる改正となってございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第96号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(水道課長 長生正信 降壇)

◎日程第20 議案第110号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第20、議案第110号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長 (黒崎智帆) 申し訳ございません。追加で上程させていただきました議案書の1ページを御覧ください。

議案第110号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の改正を行うものであります。

2ページを御覧ください。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分でございます。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、関係条文である紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例において条文のずれが生じたため、第3条第2項第5号中第2条の4第5項を第2条の4第7項に、また、同条第6号中第2条の4第4項を第2条の4第6項に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、令和6年11月1日から適用します。

以上、簡単ですが、議案第110号の説明とさせていただきます。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○日程第21 議案第97号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について

○議長 (美野勝男) 日程第21、議案第97号、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について議題とします。

説明を求めます。調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久）

それでは、私からは、議案第97号について説明させていただきます。

議案書の47ページをお開きください。

議案第97号、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、令和6年度から国税である森林環境税が導入され、その賦課徴収は個人住民税の均等割と併せて市町村が行うため、滞納となった個人住民税を和歌山地方税回収機構に移管する場合に森林環境税を含む個人住民税の徴収ができるよう共同処理する事務及び規約を変更するものでございます。

次のページをお開きください。

和歌山地方税回収機構規約の一部を変更する規約。

和歌山地方税回収機構規約の一部を次のように変更する。なお、変更部分は、次の表中下線の部分である。

機構の共同処理する事務を次のように改めるものでございます。

第3条、この規約は、和歌山地方税回収機構が共同処理する個人住民税に、地方税、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収するとされている森林環境税が含まれることによる規約の変更でございます。

附則につきまして、この規約は令和7年4月1日から施行されるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（税務課長 調月克久 降壇）

◎日程第22 議案第98号 町有財産の無償貸し付けについて

○議長（美野勝男） 日程第22、議案第98号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

説明を求めます。高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長 (高田真孝) 議案書の 50 ページを御覧ください。

議案第 98 号、町有財産の無償貸し付けについて。

次の用地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 28 日提出 紀美野町長 小川裕康

貸付物件につきまして、旧国吉小学校、現在の慶風高等学校へ貸し付けてるものでございますが、その用地及び建物です。

用地につきましては、紀美野町田 64 番地の 1 及び 70 番地の 7、合計 1,409.68 平方メートルでございます。建物につきましては、校舎、鉄筋コンクリート造 3 階建、805 平方メートルでございます。体育館、鉄骨平屋及びコンクリートブロック平屋建、527 平方メートルでございます。貸付の相手先につきましては、和歌山県和歌山市秋月 198 番地の 4、学校法人田原学園 理事長 田原サヨ子でございます。

使用目的につきましては、通信制高等学校の用に供するためでございます。貸付期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

提案理由につきましては、旧国吉小学校の用地及び建物について、平成 16 年 3 月に締結した貸借契約が令和 7 年 3 月 31 日をもって期間満了になることに伴い、貸付の相手方である学校法人田原学園から契約更新の申出がされたことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 98 号の説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○日程第 23 議案第 99 号 紀美野町道路線の認定について

○日程第 24 議案第 100 号 工事請負契約の締結について

○議長 (美野勝男) 日程第 23、議案第 99 号、紀美野町道路線の認定について
及び、日程第 24、議案第 100 号、工事請負契約の締結について一括議題とします。

説明を求めます。中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長 (中前貴康) それでは、私のはうから、議案第 99 号、議案第 100 号について御説明させていただきます。

議案書の 51 ページをお開きください。併せて、議案参考資料 1 ページ、2 ページも

御覧ください。

議案第99号、紀美野町道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、紀美野町道路線を下記のとおり認定したいので、同法同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

路線名は切口東尾線でございます。

幅員、延長につきましては、幅員は14.0メートルから20.5メートル、延長は138.3メートルでございます。起点につきましては、松ヶ峯360番地先、終点につきましては、松ヶ峯37番1地先でございます。

提案理由につきましては、国道370号美里4工区松ヶ峯地内の一部供用に伴い、県から旧国道の移管により、町道としての認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料1ページ、2ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第99号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第100号について御説明させていただきます。

議案書の52ページをお開きください。併せて、議案参考資料3ページ、4ページも御覧ください。

議案第100号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。契約の目的は、令和5年災、国災第304-35号、町道真国宮津川線宮前橋上部工災害復旧工事でございます。契約方法は指名競争入札でございます。契約金額は8,203万5,800円でございます。契約の相手方は、大阪府大阪市北区天満一丁目21番16号、矢田工業株式会社大阪支店 支店長 御堂良範でございます。

この工事につきましては、令和5年6月2日豪雨により流出した宮前橋の災害復旧であり、上部工の工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料3ページ、4ページのとおりでございます。

以上、簡単でございますが、議案第100号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(建設課長 中前貴康 降壇)

◎日程第25 議案第111号 工事請負契約の変更について

○議長 (美野勝男) 日程第25、議案第111号、工事請負契約の変更について
議題とします。

説明を求めます。家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長 (家本 宏) それでは、別冊の議案書3ページをお開きいただきたいと
思います。

議案第111号、工事請負契約の変更について。

紀美野町消防庁舎新築工事について、次のとおり工事請負契約を変更したいので、議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会
の議決を求める。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康
契約金額でございます。変更前が8億7,890万円、変更後が9億2,108万2,8
00円となります。

別冊の議案参考資料を御高覧賜りたいと思います。

変更に至った主な理由でございます。

新築する建物位置3か所で行ったボーリング調査結果に基づきまして、建築工事に着手
しましたが、支持地盤が想定以上に深い部分がございまして、地盤改良深さの変更が
必要となったこと等によるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第111号の説明とさせていただきます。よろしく
お願ひいたします。

(消防長 家本 宏 降壇)

◎日程第26 諒問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることがあります。

○議長 (美野勝男) 日程第26、諒問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき
意見を求めることがあります。議題とします。

説明を求めます。小川町長。

(町長 小川裕康 登壇)

○町長 (小川裕康) それでは、別冊の諒問事項の1ページをお願いいたします。
参考資料につきましては、2ページでございます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名は、湯上章夫、生年月日及び住所は、記載のとおりであります。

提案理由につきましては、令和7年6月30日をもって任期が満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものであります。

湯上氏は令和元年7月1日、法務大臣より人権擁護委員を委嘱され、現在にわたり、人権問題について啓発活動や相談など積極的な活動を行われております。今後も今まで以上の活躍が期待できる人物と考えますので、御意見を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、諮問第2号の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

(町長 小川裕康 降壇)

◎日程第27 議案第101号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(美野勝男) 日程第27、議案第101号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について議題とします。

説明を求めます。曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長(曲里充司) それでは、議案書の53ページをお開きください。

議案第101号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

令和6年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億8,855万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税601万2,000円の増額補正で、森林環境譲与税の配分の見直しによるものでございます。

13款分担金及び負担金、1項2目木土木費分担金140万円の増額補正で、災害緊急がけ崩れ対策事業分担金でございます。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金1,570万円の増額補正で、障害者自立支援給付費負担金で1,230万円、障害児入所給付費等負担金で340万円を増額するものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金2,200万円の増額補正で、令和6年11月2日の大雨による災害復旧に係る公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

2項1目総務費国庫補助金38万円の増額補正で、マイナンバーカード交付事務費補助金で、人件費の増額によるものでございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金653万5,000円の増額補正で、障害者自立支援給付費負担金で615万円、障害児入所給付費等負担金で170万円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金で131万5,000円の減額でございます。

8ページでございます。

18款寄附金、1項2目ふるさとまちづくり応援寄附金1億円の増額補正で、ふるさとまちづくり応援寄附金の増額見込みによるものでございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金5,331万9,000円の増額補正で、所要の一般財源を確保するため、財政調整基金の繰入れを行うものでございます。

7目合併振興基金繰入金1億1,170万円の減額補正で、合併振興基金繰入金でございます。

22款町債、1項1目総務債2,430万円の減額補正で、過疎対策事業債でコミュニティバス委託事業費への減額が主なものでございます。

2目民生債2,480万円の増額補正で、過疎対策事業債で在宅育児支援事業及び町社会福祉協議会補助事業に係るものでございます。

3目農林水産業債400万円の増額補正で、緊急自然災害防止対策事業債で、津川地

区農道斜面崩壊対策事業及び永谷地区農道法面排水対策事業に係るものでございます。

5目土木債490万円の増額補正で、合併特例債で町道工業団地1号線舗装事業に係るものでございます。

6目消防債1億940万円の増額補正で、合併特例債で1億670万円、緊急防災・減災事業で270万円で、消防庁舎建設事業に係る財源振替によるものでございます。

8目災害復旧債1,100万円の増額補正で、現年補助災害復旧事業債で1,100万円、現年単独災害復旧事業債で1,050万円で、令和6年11月2日の大雨による災害復旧事業によるものでございます。過年単独災害復旧事業債で1,050万円の減額でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の9ページをお開きください。

歳出の中で、パートタイム会計年度任用職員報酬、給料、職員手当等、共済費の人物費の補正につきましては、人事院勧告に伴うものが主な要因でございます。この後、随所に計上してございますが、同様の理由ですので、説明を省略させていただきますことを御了承くださいますようよろしくお願ひいたします。

1款議会費、1項1目議会費153万1,000円の増額補正で、超過勤務手当13万5,000円を含む人物費で85万8,000円、10節需用費で印刷製本費34万4,000円、12節委託料で会議録作成委託料32万9,000円を計上してございます。

2款総務費、1項1目一般管理費580万3,000円の増額補正で、人物費を計上してございます。

10ページにわたりまして、5目企画費5,218万円の増額補正で、人物費で218万円、12節委託料で寄附額増額見込みによるふるさと納税支援業務委託料5,000万円を計上してございます。

6目電子計算費59万2,000円の増額補正で人物費を計上してございます。

8目自治振興費では、過疎対策事業債から一般財源へ財源変更を行うものでございます。

11目防災諸費107万4,000円の増額補正で人物費を計上してございます。

11ページにわたりまして、2項1目税務総務費98万3,000円の増額補正で人物費を計上してございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費97万5,000円の増額補正、3款民生費、1項1目社会福祉総務費104万円の増額補正、いずれも人件費を計上してございます。

12ページでございます。

3目老人福祉費39万円の増額補正で、人件費を計上してございます。

4目障害者福祉費3,377万1,000円の増額補正で、人件費で45万1,000円、11節役務費で審査支払手数料2万3,000円、19節扶助費で給付対象者の増加に伴い、介護給付費・訓練等給付費2,460万円、障害児給付費680万円、21節補償、補填及び賠償金で障害者相談支援事業補償金189万7,000円を計上してございます。

9目総合福祉センター管理運営費56万2,000円の増額補正、10目長谷毛原健康センター管理運営費1万9,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

13ページにわたりまして、11目国民健康保険事業費80万5,000円の増額補正、12目介護保険事業費192万3,000円の増額補正、13目後期高齢者医療費59万5,000円の減額補正で、いずれも特別会計への繰出金を計上してございます。

2項1目児童福祉総務費247万4,000円の増額補正で人件費を計上してございます。

2目青少年対策費42万4,000円の増額補正で、超過勤務手当20万円を含む人件費を計上してございます。

14ページにわたりまして、4目こども園費1,377万3,000円の増額補正、5目児童館運営費61万9,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費32万円の増額補正で人件費を計上してございます。

15ページにわたりまして、4目環境衛生費155万3,000円の増額補正で、人件費で41万3,000円、18節負担金、補助及び交付金で東部簡易水道事業会計補助金114万円を計上してございます。

5目成人保健対策費69万8,000円の増額補正で人件費を計上してございます。

7目診療諸費73万7,000円の増額補正で、27節繰出金で国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を計上してございます。

2項2目塵芥処理費16万5,000円の増額補正で人件費を計上してございます。

16ページにわたりまして、5款農林水産業費、1項1目農業委員会費70万5,000円の増額補正で、2目農業総務費46万3,000円の増額補正、3目農業振興費8万4,000円の増額補正、4目耕地総務費47万1,000円の増額補正、6目地籍調査費76万5,000円の増額補正で、いずれも人件費の計上でございます。

17ページでございます。

7目農業用施設整備事業費400万円の増額補正で、12節委託料で津川地区農道斜面崩壊対策測量設計業務委託料で120万円、永谷地区農道法面排水対策測量設計業務委託料で280万円を増額するものでございます。

2項1目林業総務費93万5,000円の増額補正、2目林道維持費17万1,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

18ページにわたりまして、4項1目山村振興総務費193万2,000円の増額補正、6款商工費、1項1目商工振興費44万1,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

2目観光費216万4,000円の増額補正で、人件費で47万8,000円、27節繰出金、のかみふれあい公園運営事業特別会計繰出金で、ふれあい公園のパート職員の賃金の上昇に伴う168万6,000円の増額補正でございます。

19ページでございます。

7款土木費、1項1目土木総務費306万3,000円の増額補正で、人件費で26万3,000円、18節負担金、補助及び交付金で災害緊急がけ崩れ対策事業280万円を計上してございます。

2項2目道路橋りょう新設改良費563万4,000円の増額補正で、人件費で63万4,000円、14節工事請負費で町道工業団地1号線舗装改良工事費500万円を計上してございます。

20ページにわたりまして、3項1目住宅管理費22万2,000円の増額補正、5項1目建設残土処理費36万5,000円の増額補正、8款消防費、1項1目常備消防費1,150万4,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

21ページでございます。

9款教育費、1項2目事務局費198万8,000円の増額補正で、超過勤務手当30万円を含む人件費を計上してございます。

2項1目学校管理費277万5,000円の増額補正で人件費を計上してございます。

22ページにわたりまして、4項1目社会教育総務費63万1,000円の増額補正、3目公民館費163万6,000円の増額補正、4目人権教育費21万9,000円の増額補正、7目星の動物園管理運営費92万5,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

8目文化センター管理運営費70万円の増額補正で、10節需用費、電気料で70万円を計上してございます。

23ページでございます。

10目自然体験世代交流センター管理運営費1万6,000円の増額補正、5項1目保健体育総務費65万7,000円の増額補正で、いずれも人件費を計上してございます。

2目体育施設管理運営費15万2,000円の増額補正で、1節報酬でパートタイム会計年度任用職員7,000円、10節需用費で電気料14万5,000円を計上してございます。

10款災害復旧費、1項1目道路橋りょう災害復旧費2,300万円の増額補正で、12節委託料で町道上ヶ井東原線地滑りにおける調査内容変更のため、令和5年発生災害道路復旧工事測量設計業務委託料2,000万円、14節工事請負費で町道八幡線の災害復旧に係る補助災害復旧工事費300万円を計上してございます。

2目河川災害復旧費3,000万円の増額補正で、14節工事請負費で長谷川及び幕谷川の災害復旧に係る補助災害復旧工事費を計上してございます。

24ページでございます。

12款諸支出金、1項9目森林環境譲与税基金費601万2,000円の増額補正で、24節積立金で森林環境譲与税基金積立金を計上してございます。

恐れ入りますが、議案書の57ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

追加するものは災害復旧事業債、現年補助災害復旧事業で限度額は1,100万円、現年単独災害復旧事業で限度額は1,050万円でございます。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率につきましては3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率といたします。

次に、償還方法ですが、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

続きまして、変更するものは過疎対策事業債で、限度額を50万円増額の9,080万円に、一般単独事業債で限度額を1億1,830万円増額の11億2,720万円に、災害復旧事業債で限度額を1,050万円減額の9,630万円とするものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第101号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(総務課長 曲里充司 降壇)

◎日程第28 議案第102号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

◎日程第29 議案第103号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算(第2号)について

◎日程第30 議案第104号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長(美野勝男) 日程第28、議案第102号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第30、議案第104号、令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長(森谷克美) それでは、私からは、議案第102号から、議案第104号までの特別会計補正予算について御説明させていただきます。

議案書の59ページをお開きください。

議案第102号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。令和6年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,636万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書27ページをお開きください。

予算説明資料は28ページからとなります。

歳入でございます。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金で、2節特別交付金15万円の増額です。
保険者努力支援分でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金80万5,000円の増額でございます。

続いて、歳出でございます。

28ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費で、2節給料33万9,000円、3節職員手当等33万2,000円、4節共済費13万4,000円の増額です。いずれも人事院勧告に伴う職員の人事費に係る増額でございます。

続きまして、4款保健事業費、2項1目特定健康診査等事業費で、1節報酬10万8,000円、3節職員給与等3万1,000円、4節共済費1万1,000円の増額です。
同じく、人事院勧告に伴うパートタイム会計年度任用職員の人事費に係る増額でございます。

続きまして、議案書の63ページをお開きください。

議案第103号、令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億50万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書31ページをお開きください。

予算説明資料は30ページからとなります。

歳入でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、1節一般会計繰入金73万7,000円の増額でございます。

6款繰越金、1項1目繰越金で1節繰越金201万4,000円の増額です。前年度繰越金の確定に伴う増額でございます。

7款諸収入、1項1目雑入で、1節雑入54万2,000円の増額です。社会保険診療報酬支払基金による電子処方箋管理サービス導入に対する補助金でございます。

続いて、歳出でございます。

32ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費で、1節報酬92万円、2節給料31万円7,000円、3節職員手当等62万6,000円、4節共済費19万8,000円の増額です。人事院勧告に伴う職員及びパートタイム会計年度任用職員の人事費に係る増額でございます。

11節役務費6,000円の増額で、日本医師会への医師の電子資格証登録に係る手数料でございます。

12節委託料122万6,000円の増額で、電子処方箋管理サービス構築に係る委託料でございます。

続きまして、議案書の67ページをお開きください。

議案第104号、令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,102万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 帳入歳出予算補正」による。

令和6年1月28日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書35ページをお開きください。

予算説明資料は32ページからとなります。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金で、2節保険基盤安定繰入金175万3,000円の減額です。金額の確定に伴う減額でございます。

3節療養給付費繰入金81万7,000円の増額で、前年度精算金の確定に伴う増額でございます。

4節職員給与費繰入金34万1,000円の増額でございます。

5款諸収入、2項1目総務費受託事業収入で、1節総務管理受託事業収入60万1,000円の増額でございます。

続いて、歳出でございます。

36ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費で、2節給料16万9,000円、3節職員手当等12万1,000円、4節共済費3万2,000円の増額です。人事院勧告に伴う職員の人工費に係る増額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、18節負担金、補助及び交付金で93万6,000円の減額です。療養給付費及び基盤安定負担金の金額の確定に伴う納付金の減額でございます。

3款保健事業費、1項1目保健事業と介護予防の一体化事業費で、1節報酬10万7,000円、2節給料27万5,000円、3節職員手当等17万8,000円、4節共済費6万円の増額です。人事院勧告に伴う職員及びパートタイム会計年度任用職員の人工費に係る増額でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第102号から議案第104号までの特別会計補正予算に係る御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(住民課長 森谷克美 降壇)

◎日程第31 議案第105号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（美野勝男） 日程第31、議案第105号、令和6年度紀美野町介護保険

事業特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

説明を求めます。森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、議案書の71ページをお開きください。

議案第105号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,855万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

また、予算説明資料は34ページからとなりますので、併せて御覧ください。

歳入でございます。

なお、今回の補正は、令和6年人事院勧告に伴う人件費の補正で、歳入は、人件費の増額に伴う国・県等の負担分を計上しております。

3款国庫支出金、2項1目調整交付金は1万2,000円、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2万3,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は20万9,000円の増額補正です。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金は3万2,000円、5款県支出金、2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は1万5,000円、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は10万5,000円の増額補正です。

40ページを御覧ください。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は1万5,000円、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は10万5,000円、4目事務費繰入金は180万3,000円の増額補正です。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は14万5,000円でございます。

続いて、41ページを御覧ください。

歳出についても、各科目で人事院勧告に伴う職員及びパートタイム会計年度任用職員の入件費を計上しております。

1款総務費、1項1目一般管理費は146万1,000円、3項2目認定調査等費は34万2,000円、3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費は11万8,000円の増額補正。

続いて、42ページの3項1目総合相談事業費は20万6,000円、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は33万7,000円の増額補正でございます。

以上、簡単ですが、議案105号の説明といたします。よろしくお願ひします。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

◎日程第32 議案第106号 令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第32、議案第106号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

説明を求めます。吉見産業課長。

(産業課長 吉見將人 登壇)

○産業課長（吉見將人） それでは、議案書の75ページをお開きください。

議案第106号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,721万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

申し訳ございませんが、予算に関する説明書の45ページをお開きください。

説明資料は38ページからとなりますので、併せて御覧ください。

2、歳入でございます。

2款1項1目一般会計繰入金で168万6,000円の増額でございます。これは、人件費の増額に伴いまして、一般会計からの繰入れを受けるものでございます。

続きまして、46ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で168万6,000円の増額補正でございます。内訳としましては、パートタイム会計年度任用職員の1節の報酬で140万9,000円、3節職員手当で22万9,000円、4節共済費で4万8,000円の増額補正となってございます。

以上、簡単ではございますが、議案第106号、令和6年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

（産業課長 吉見將人 降壇）

◎日程第33 議案第107号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について

◎日程第34 議案第108号 令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

◎日程第35 議案第109号 令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（美野勝男） 日程第33、議案第107号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてから、日程第35、議案第109号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、3議案を一括議題とします。

説明を求めます。長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは、農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案書の79ページをお開きください。

予算に関する説明書48ページ、実施計画明細書を併せて御覧ください。

説明資料は40ページでございます。

議案第107号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的支出の補正でございます。

第1款農業集落排水事業費用の総額を53万4,000円増額し、3,044万1,000円と定めるものでございます。

第1項営業費用で48万8,000円を増額し、2,889万9,000円とするもので、3目総係費で人事院勧告に伴う職員1名分の給料及び手当等の補正、住居地変更に伴う住居手当、通勤手当の増額により、48万8,000円の増額でございます。

第2項営業外費用は4万6,000円の増額により76万8,000円とするもので、1目支払利息の企業債利息で、前年度末に借り入れた起債利率の確定に伴い不足額が生じていたため、4万6,000円の増額補正でございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を48万8,000円増額し、664万8,000円に改めるものでございます。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

続きまして、東部簡易水道事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

議案書の81ページをお開きください。

予算に関する説明書54、55ページの実施計画明細書を併せて御覧ください。

説明資料は41、42ページでございます。

議案第108号、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正の収入でございます。

第1款水道事業収益の総額を114万円増額し、2億1,286万9,000円と定めるものでございます。

第2項営業外収益で114万円を増額し、1億2,477万6,000円とするもので、今回、支出に対する不足額として、3目1節一般会計補助金を114万円増額し、4,456万1,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用の総額を114万円増額し、2億3,729万5,000円と定め

るものでございます。

第1項営業費用で114万円の増額につきましては、2目配水及び給水費で、人事院勧告に伴う職員2名の給料及び手当等で45万円の増額、4目業務及び総係費で、同様に職員3名の給料及び手当等で69万円の増額によるものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を114万円増額し、3,793万9,000円に改めるものでございます。

第4条は、先ほど申し上げました他会計からの補助金として、一般会計補助金を114万円増額し、4,456万1,000円に改めるものでございます。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

続きまして、西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

議案書の83ページをお開きください。

予算に関する説明書62ページの実施計画明細書を併せて御覧ください。

説明資料は43ページでございます。

議案第109号、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条は総則でございます。

第2条、収益的支出の補正でございます。西部簡易水道についても、人事院勧告に基づく人件費の補正となっております。

第1款水道事業費用の総額を81万5,000円増額し、2億1,523万6,000円と定めるものでございます。

第1項営業費用で81万5,000円を増額し、1億8,467万6,000円とするもので、2目配水及び給水費の職員2名分の給料及び手当等の補正で47万6,000円の増額、4目業務及び総係費でも同様に、職員1名及び会計年度任用職員の給料及び手当等の補正で33万9,000円を増額するものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を81万5,000円増額し、2,493万円に改めるものでございます。

令和6年11月28日提出 紀美野町長 小川裕康

以上、簡単ではございますが、令和6年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算

(第2号) の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長 (美野勝男) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日29日から12月4日までの6日間、議案精読のため休会し、12月5日午前9時から会議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (美野勝男) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長 (美野勝男) 本日は、これをもって散会いたします。

(午後 0時07分)